

○庄川水記念公園施設条例

平成16年11月1日

条例第141号

改正 平成17年9月27日条例第30号

平成18年12月22日条例第43号

平成23年12月27日条例第35号

平成27年3月19日条例第1号

平成31年3月19日条例第3号

令和元年5月16日条例第1号

(設置)

第1条 伝統的工芸品や特産品の展示、販売などの観光の拠点施設として、庄川水記念公園内に庄川水記念公園施設（以下「水公園施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 水公園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
庄川特産館	砺波市庄川町金屋1550番地
庄川ウッドプラザ	砺波市庄川町金屋1058番地
庄川ふれあいプラザ	砺波市庄川町金屋1092番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に水公園施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 水公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 水公園施設の利用の許可に関する業務
- (3) 水公園施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他水公園施設の管理に関して市長が必要と認める業務

(開館時間)

第5条 水公園施設の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(休館日)

第6条 水公園施設の休館日は、12月30日から翌年1月1日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第7条 水公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしないものとする。

- (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属施設、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

(目的外利用等の禁止)

第9条 第7条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他の不正の行為により、利用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上特に必要があるとき。

2 利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、指定管理者はその補償の責めを負わない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に水公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則の規定に違反した者その他水公園施設の管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。利用を取り消され、又は停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償)

第15条 利用者が、自己の責めに帰すべき理由により水公園施設等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の庄川町木工新製品開発センター条例(平成13年庄川町条例第21号)、庄川町特産品生産センター条例(平成13年庄川町条例第22号)、庄川町郷土文化保存伝習センター条例(平成13年庄川町条例第23号)又は庄川ふれあいプラザ条例(平成16年庄川町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月27日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の庄川水記念公園施設条例第5条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた許可の申請は、この条例による改正後の庄川水記念公園施設条例第7条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた許可の申請とみなす。

附 則 (平成18年12月22日条例第43号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に指定管理者がしたこの条例による改正前の庄川水記念公園施設条例第7条の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の庄川水記念公園施設条例の規定による許可とみなす。

附 則 (平成27年3月19日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等又は使用料の額については、第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月19日条例第3号) 抄

改正 令和元年5月16日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第12条、第14条、第15条又は第17条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等、使用料又は観覧料等の額については、第1条か

ら第4条まで、第12条、第14条、第15条又は第17条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

庄川特産館

区分		金額		
		午前9時～正午	午後1時～午後6時	午前9時～午後6時
会議室		840円	1,260円	1,570円
準備室		840円	1,260円	1,570円
情報コーナー		1,260円	1,890円	2,510円
伝習室		1,570円	2,410円	3,140円
研究室		1,260円	1,890円	2,510円
資料室		840円	1,260円	1,570円
大展示室		1,570円	2,410円	3,140円
小展示室		1,260円	1,890円	2,510円
設備機器	塗装ブース	520円/時間（実働時間）		
	手押鉋盤			
	自動鉋盤			
	昇降機			
	木工倣い旋盤			
	ルーターマシン			
	糸鋸盤			
	帯鋸盤			
	電動工具			
	磨きロクロ			
木工ロクロ機械		310円/4時間（実働時間）		
特産館屋外	お祭り広場(ステージを含む。)	3,140円	4,710円	6,290円

ポーチ 8m ² につき	940円	1,570円	2,510円
その他	630円	1,050円	1,680円

庄川ふれあいプラザ

区分	金額		
	午前9時～正午	午後1時～午後6時	午前9時～午後6時
会議室	840円	1,260円	1,570円
イベントホール	1,570円	2,410円	3,140円
展示スペース	1,260円	1,890円	2,510円

備考

- 1 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用の直近の時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額（第1項により算出した額を含む。）に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。